

議員提出議案第 1 号

知立市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

提出者 知立市議会議員 神 谷 文 明

賛成者 知立市議会議員 中 野 智 基

〃 石 川 智 子

〃 佐 藤 修

知立市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

知立市中小企業振興基本条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）小企業者 小規模企業振興基本法（平成 2 6 年法律第 9 4 号）第 2 条第 2 項に規定する小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 小規模企業及び小企業の振興は、前項に規定するもののほか、中小企業のうち多数を占める小規模企業及び小企業が、地域の経済及び雇用を支える極めて重要な存在であることに鑑み、小規模企業者及び小企業者の事業の持続的な発展が図られることを基本として推進するものとする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 市は、小規模企業振興基本法の基本原則にのっとり、小規模企業が地域経済の活性化並びに市民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、市民の理解を深めるよう努めなければならない。

第 5 条の見出し中「責務等」を「努力等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に適応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、小規模企業振興基本法の基本原則にのっとり、小規模企業の振興のため必要があるからである。

知立市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議員提出議案第1号、参考資料)

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 小企業者 小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)第2条第2項に規定する小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> (基本理念) 第3条 略 <u>2 小規模企業及び小企業の振興は、前項に規定するもののほか、中小企業のうち多数を占める小規模企業及び小企業が、地域の経済及び雇用を支える極めて重要な存在であることに鑑み、小規模企業者及び小企業者の事業の持続的な発展が図られることを基本として推進するものとする。</u> (市の責務) 第4条 略 <u>2 市は、小規模企業振興基本法の基本原則にのっとり、小規模企業が地域経済の活性化並びに市民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、市民の理解を深めるよう努めなければならない。</u>	(定義) 第2条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> (基本理念) 第3条 略 (市の責務) 第4条 略

改正後	改正前
(中小企業者の<u>努力等</u>) 第5条 略 2～4 略 <u>5 小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に適応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。</u>	(中小企業者の<u>責務等</u>) 第5条 略 2～4 略